

高知県訪問看護師育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県訪問看護師育成事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、訪問看護に携わる職員を確保することを目的に、訪問看護ステーション及び医療機関の開設者(以下「補助事業者」という。)が、その採用した看護師等に県の指定する訪問看護師育成研修を受講させる場合に、当該研修受講期間中の人件費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の第2欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分等の変更(補助金額の増額又は20パーセントを超える減額に限る。)をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない

こと。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 次に掲げる事由に該当する場合は、当該事由に係る補助金を減額して申請すること。また、既に交付した補助金については、当該事由に係る金額を返還すること。
 - ア 事業計画に即した研修が行われていないと認められる場合
 - イ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。
 - ウ 補助事業により研修を受けた新人及び新任看護師（以下「研修受講者」という。）は、研修期間中又は研修修了後に研修を受けた期間未滿で補助事業者を退職した場合は、補助した金額を全額返還すること。ただし、補助事業者を退職した後も、継続して訪問看護師として勤務している場合は、補助金の返還を求めないものとする。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (10) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。

（実績報告等）

- 第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第7条第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第7条第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第10号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	基準額	対象経費	補助率
新卒者	(1) 高知県立大学が実施する高知県訪問看護師育成講座（以降「育成講座」という。）新卒コースを受講する者 ア 研修受講者1人当たり 21万円/月 イ 手当1人当たり 120万円/年 (2) 前年度に(1)の研修を修了した者で、フォローアップ研修等を受講する者 研修受講者1人当たり 60万円/年 (3) 過去に(1)の研修を修了した者で、病院等が実施する手技向上研修、病院看護の理解促進研修を受講する者 研修受講者1人当たり 10,500円/日	補助事業者に雇用された看護師等が訪問看護に必要な知識及び技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当（時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。）及び共済費（雇用している補助事業者の給与体系に則って算出するものとする。） (1)については、手当（時間外勤務手当及び期末、勤勉手当）を対象とする。 (3)については、補助事業者と同一法人の病院等が実施する研修の受講は対象外とする。	定額
新任者、その他	育成講座新任コース、ジェネラルコースを受講する者 研修受講者1人当たり 12,750円/日	補助事業者に雇用された看護師等が訪問看護に必要な知識及び技術を習得するために研修に派遣される期間中の給料、手当（時間外勤務手当及び期末、勤勉手当を除く。）及び共済費（雇用している補助事業者の給与体系に則って算出するものとする。）	

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。